

# 地域におけるスポーツ活動振興事業 \* 実施要領 \*

## 1. 目的

障がい者スポーツの実践の場を作るとともに、障がい者スポーツへの理解を図ることを目的として、障がい者スポーツ指導者の派遣を行います。

## 2. 派遣する種目

原則、全国障害者スポーツ大会個人競技の種目のうち、陸上、フライングディスク、ボッチャとします。

## 3. 派遣指導者

島根県パラスポーツ指導者協議会ほか、関係団体から該当競技の指導者を派遣します。

～ パラスポーツ指導員とは ～

公益財団法人日本パラスポーツ協会が認定した講習会を受講した者で、障がいの基本内容を理解し、スポーツの導入に必要な基本的知識・技術を身につけ、実践にあたっては、健康や安全管理を重視した指導ができる者のことです。

## 4. 派遣の対象

下記のいずれかに該当するものに対して派遣を行います。

- (1) 障がいがある方や、障がいのある方を含む団体やチーム等が行うスポーツ活動
  - (2) 研修や学校の授業等で、障がいへの理解を目的として行う障がい者スポーツの体験
- ※ 原則、講義+実技で構成されることを要件とします。

## 5. 派遣費用

指導者に対する謝金・旅費は、当協会が負担します。

## 6. 場 所

指導場所については、派遣依頼者の方で確保してください。



## 7. 派遣申請手続き等

- (1) 派遣を希望される方は、指導を受けたい日の1か月前までに所定の申請書によりお申込みください。
- (2) 申請の内容をふまえ指導者を調整し、指導を受ける日の2週間前までに派遣依頼者へ、派遣の可否等について連絡します。
- (3) 時間の調整や指導内容の確認等のため指導者より、派遣依頼者へ連絡する場合があります。

## 8. その他

- ・ 本要領による指導者派遣の対象にならない活動であっても、依頼者にて指導者への謝金・旅費が負担できる場合は、派遣が可能となる場合があります。詳しくは、下記問い合わせ先へご連絡ください。
- ・ 本事業の予算の範囲内で行いますので、予算の上限に達した場合お断りする場合がありますのでご承知おきください。
- ・ 参加者の事故等については、当協会は責任を負いませんのでご承知おきください。

## 9. 問合せ先

公益財団法人島根県障害者スポーツ協会

〒690-0011 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根5階

TEL : 0852-20-7770 FAX : 0852-32-5982 E-mail : info\_office@spokyo.org